



内部統制基本方針

参天製薬株式会社（以下「Santen」という）は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、Santen およびその子会社から成る企業集団（以下「Santen グループ」という）の内部統制基本方針を、次のとおり決議する。

（１） Santen グループの基本理念・私たちのビジョン

① Santen グループの基本理念ならびに私たちのビジョンを以下のとおり定める。

（基本理念）

「天機に参与する」

- 自然の神秘を解明し人々の健康の増進に貢献する。

（私たちのビジョン）

- Santen グループ基本理念に基づき、目指す理想の世界である私たちのビジョンとして“Happiness with Vision”を掲げ、「世界中の一人ひとりが、Best Vision Experience を通じて、それぞれの最も幸福な人生を実現する世界を創り出すことを目指す。

② Santen グループは、基本理念・私たちのビジョンのもと、世界中の一人ひとりが「見る」を通じて幸せな人生を実現するために、私たちの行動原則と価値観を行動と判断の拠り所として、肝心な事は何かを深く考え、どうするか明確に決め、迅速に実行する。

（２） Santen グループの取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① Santen グループの取締役および従業員は、基本理念および全ての構成員の全ての企業活動における行動指針を定めた「参天企業倫理綱領」を規範とする。
- ② Santen は、基本理念および「参天企業倫理綱領」を Santen グループ全体で推進するための担当執行役員の指揮のもと、周知徹底に努める。
- ③ Santen グループは、反社会的勢力からのいかなる要求にも応じないことを「参天企業倫理綱領」に定めるとともに、必要に応じて関係当局と連携し、反社会的勢力との一切の関係を遮断する。
- ④ Santen グループ各社でのコンプライアンスに関して疑義のある行為等について、社内外の相談窓口を通じて直接に相談・通報できる手段を確保することに努めるとともに、相談・通報に対しては、Santen グループ各社が関係部門または Santen と連携して解決にあたる。
- ⑤ Santen は、経営監視機能の強化・充実のため、独立性の高い社外取締役を複数選任するとともに、監査役による監査、社長直轄の内部監査室による内部監査体制の充実に努める。

（３） 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① Santen の取締役の職務の執行に係る情報の取扱いに関しては、情報セキュリティ規程、決裁規程、文書管理規程等の社内規程に基づいて、適切な保存・管理を行う。

(4) Santen グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① Santen グループは、危機管理に係る規程に基づき、事業活動遂行上想定される主要な損失の危険に対処するため、各事業法人・組織において、平時から損失の危険の把握と管理に努め、方針・対応策の策定や情報収集を行う体制を構築し、損失の危険の回避・最小化に努める。具体的には、Santen のリスク管理部署は子会社と連携し、Santen グループの危険を把握、評価し、必要な対応策を策定し実行する。
- ② 重大な危機に発展する可能性のある事象が発生または報告された場合には、Santen の代表取締役社長兼 CEO を委員長とする「危機管理委員会」を設置し、対応と事態の収拾に努めるとともに再発防止策を実施する。
- ③ Santen の内部監査室はその独立した立場から、Santen グループにおける損失の危険の管理状況を内部監査する。

(5) Santen グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① Santen は、取締役会で選任された、コーポレート・マネジメント・メンバーを基軸に、スピーディかつ全社視点で最適な意思決定を行うグローバルなマネジメント体制を構築し、業務執行のガバナンス体制を強化する。
- ② Santen は、取締役会を原則月 1 回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- ③ Santen において、社内・社外取締役で構成される任意の委員会である「戦略審議委員会」、「指名委員会」、「幹部報酬委員会」を設置して、所定の事項を審議し、Santen の取締役会に助言させる。
- ④ Santen において、Santen グループの経営方針および業務執行に関する重要な事項について迅速かつ効率的に決議するために、各種会議体を設置する。
- ⑤ Santen は、取締役会規則、執行役員規程を定め、役割と権限を明確化する。また、決裁に関する規程・基準を整備し、意思決定の手順を明確にする。
- ⑥ Santen グループ各社がグローバルに事業推進するため、役割を明確にし戦略をより確実に実行し、顧客にさらなる貢献が行えるよう人事・組織体制を整備する。また、組織に係る規程・基準を設け、それぞれの組織・子会社における権限と責任を明確にする。

(6) Santen グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① Santen は、内部統制部門を中心に Santen グループにおける企業活動の適正性向上のための助言・指導を行う管理体制を構築する。
- ② Santen は、子会社管理規程を整備して、子会社の業務の適正を確保するために必要な事項を明確にし、これを Santen グループの全ての会社に適用し、主要な子会社の監査機能を強化するとともに、Santen は子会社の内部統制体制の整備・運用について確認する体制を構築する。

- ③ 財務報告の信頼性の確保に関しては、関係する Santen の各部門・子会社がその業務の適正性に関して自己点検を行い、Santen の内部監査室がその妥当性を検証する体制を構築する。

(7) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① Santen の監査役の職務補助ならびに、必要な業務を行う者として、執行側の指揮命令に属さない専任の監査役スタッフをおく。
- ② 監査役スタッフに関する人事異動は、社内の規定に基づき、Santen の代表取締役が監査役の同意を得て実施する。人事評価については、監査役が社内の規定に基づき検討・決定した内容を尊重する。

(8) Santen グループの取締役・使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、ならびに監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① Santen グループの取締役および従業員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見した場合には、遅滞無く Santen の監査役および監査役会に報告する。
- ② ①以外についても、Santen の監査役は、必要に応じ随時に Santen グループの取締役および従業員に対し報告を求めることができる。
- ③ Santen の内部監査室と主要な子会社における監査部門は、その監査方針・計画、ならびに監査結果を定期的に Santen の監査役会に報告し、情報交換を行う。
- ④ Santen グループ各社でのコンプライアンスに関して疑義のある行為等について、社内外の相談窓口を通じて行われたか否かにかかわらず、Santen グループの取締役および従業員が監査役に報告したことを理由とした不利益な取扱いは、一切行わない。

(9) その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① Santen の監査役および監査役会は、Santen の代表取締役をはじめとして、必要と考える Santen グループの取締役・従業員と、定期的に、もしくは必要に応じて会合をもち、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題などについて意見交換し、相互認識と信頼関係を深める。
- ② Santen の監査役は、Santen の代表取締役と協議の上で希望する会議に出席し、重要な意思決定の過程および業務の執行状況に対する意見を述べるができる。
- ③ Santen の監査役がその職務を遂行するために必要な費用は、会社が負担する。

以上

*本方針は取締役会の承認を取得しています。